

ネパール連邦民主共和国  
(Federal Democratic Republic of Nepal)

通信

I 監督機関等

1 情報通信省 (Ministry of Information and Communications Technology : MoICT)

Tel. : +977 1 4211556

URL : <http://www.moic.gov.np/>

所在地 : Singh Durbar, Kathmandu, NEPAL

所掌事務

電気通信分野における政策策定のほかに、先進技術の導入促進、国際市場におけるネパールのプレゼンス向上活動、周波数管理等を所掌する。2015年に旧MOICからMoICTに名称変更した。

2 ネパール電気通信庁 (Nepal Telecommunications Authority : NTA)

Tel. : +977 1 4101030

URL : <http://www.nta.gov.np/>

所在地 : Bluestar Office Complex, Tripureshwore G. P. O. Box No. 9754, Kathmandu, NEPAL

幹部 : Digambar Jha (長官 / Chairman)

所掌事務

「1997年電気通信法 (Telecommunication Act, 1997 A.D.)」の施行により1998年に設立された独立規制機関で、主な所掌は以下のとおりである。

- ・ 電気通信事業者に対する免許付与
- ・ 競争促進を通じたサービス普及率の改善
- ・ 電気通信サービス料金規制
- ・ 電気通信事業の規制監督
- ・ 消費者権益の保護
- ・ 電気通信政策に関する諮問

II 法令

1 1997年電気通信法 (Telecommunication Act, 1997 A.D.)

電気通信分野の多様なサービス提供や、NTAの設立等を規定する。2001年に改正されている。

## 2 1957年電波法 (Radio Act, 1957 A.D.)

無線機器 (Radio Machine) の保有、製造及び使用に関する免許の発行、料金などを規定している。

### III 政策動向

#### 1 免許制度

電気通信事業免許は、①基本通信サービス (Basic Telecommunications Services)、②移動体通信サービス (Cellular Mobile Services)、③ルーラル通信サービス (Rural Telecommunications Services) 及び④その他付加価値サービスに区分される。このうち、付加価値サービスの免許数制限はない。2015年7月現在、各種免許を取得した事業者総数は189に達している。

なお、2012年1月に政府の法案委員会はすべての電気通信事業者やISPの免許の有効期限を従来の5年から10年へと延長する電気通信法の改定を承認した。

免許付与状況 (2015年6月16日現在)

免許区分	免許取得事業者 (数)
基本通信サービス	・ネパール・テレコム (Nepal Doorsanchar Company Limited : NDCL) ・ユナイテッド・テレコム (United Telecom Limited : UTL) ・Nepal Satellite Telecom Pvt. Ltd. (NSTPL)
移動体通信サービス	・NDCL ・Ncell (Ncell Pvt. Ltd、前 Spice Nepal Pvt. Ltd.)
ルーラル通信サービス	・STM テレコム (STM Telecom Sanchar Pvt. Ltd.)
その他付加価値サービス	・Limited Mobility (近距離通信、83)、VSAT ユーザ (36)、ISP (47)、GMPCS (2) 等

出所：NTA

## 2 競争促進政策

### (1) 自由化

政府は「1999年電気通信政策 (Telecommunications Policy, 1999)」によって、すべての電気通信サービス分野に民間事業者を参入させ、競争を導入している。

2003年には FWA 技術を利用する UTL が基本電話サービス市場に参入し、2004年には SNPL (現 Ncell) がセルラー移動体通信免許を付与された。

更に、2008年2月に NTA は、中・西部における基本電話サービスの普及を目

的に、NSTPL に新しい基本通信サービス免許を付与した。同事業者は、ネパール (95%)、パキスタン (3%)、及びバングラデシュ (2%) 間の合弁企業で、2009 年 6 月より「Hello Nepal」のブランド名でサービスを開始した。

## (2) ネパール・テレコム为民営化

ネパール民営化委員会 (Privatization Committee of Nepal) の下、国営事業者ネパール・テレコム (Nepal Telecom : NDCL) の民営化が進められ、2004 年にネパール電気通信公社 (Nepal Telecommunications Corporation : NTC) から、株式会社組織の NDCL となった。また、タイムスケジュールはないものの、政府は同社株式の持分を最終的に、51%まで引き下げる予定としている。2015 年末現在、政府は同社株式の 91.49%、従業員及びその他一般株主はそれぞれ 4.68%、3.83%を保有している。

また、2010 年 2 月に MOIC (当時) タスクフォースが、同社株式の 26~30%を所有可能な戦略的パートナーを探すよう政府に勧告した。「公的調達法 (Public Procurement Act)」の改正が必要と懸念する財務省 (Finance Ministry) での検討が進捗しておらず、パートナーの検討は遅れている。

## (3) 番号ポータビリティ

2013 年 11 月、NTA は、新たな体系に基づいた移動電話番号ポータビリティ (MNP) の開始を計画していると発表した。NTA の関係者は、国際市場における MNP の動向を調査し、そのガイドラインを作成するとしている。ネパールは、2010 年に MNP サービスの導入を試みたが、断念した。また、通信端末の普及率が 2013 年 8 月半ばで 81.72%に達したことを受け、NTA は MNP の導入を検討したが、2015 年末現在、実施されていない。

# 3 情報通信基盤整備政策

## (1) ユニバーサル・サービス

NTA は、ユニバーサル・サービスを実現するための資金として、ルーラル電気通信開発基金 (Rural Telecommunications Development Fund : RTDF) を設立し、ISP を含むすべての免許保有者に年間売上高の 2%を基金へ納付するよう義務付けている。

## (2) 全国 Wi-Fi 整備計画

ネパール政府は、無料 Wi-Fi を全国に整備することを計画しており、MOIC (当時) は 2014 年 1 月、計画のフィージビリティ・スタディを実施するための作業部会を設置した。

## (3) ナショナル・ブロードバンド・ポリシー2014

ネパール政府は 2014 年 11 月、「ナショナル・ブロードバンド・ポリシー2014 (National Broadband Policy 2014)」を公表した。主な目標として、2018 年までにブロードバンドの世帯加入率を 30%に引き上げることや、70%の農村にブロード

ードバンドを整備すること、20%の公立高校に 1Mbps 以上に達するアクセス・サービスを提供すること等が盛り込まれている。

#### (4) ICT プロジェクトの実施

NTA は 2015 年 8 月、RTDF から、現行会計年度について 14 億 8,000 万 NPR を支出し、下記四つの ICT プロジェクトを実施する計画を承認した。この計画に対する支出総額は RTDF 全体の 14%強に及ぶものである。

- ・ 行政区光ファイバ網プログラム
- ・ 地震被災 14 行政区におけるブロードバンド基盤（再）構築
- ・ 75 行政区における e-village モデル開発委員会の設立
- ・ 全国 500 のルーラル地域における学校に対するネット接続の拡張

### 4 ICT 政策

#### NTA10 年マスタープラン（2011～2020）

NTA が策定した 10 年にわたる ICT 政策の方針を示した長期計画で、ユニバーサル・サービス・アクセスの整備や生活水準の向上へ向けた ICT の活用、ICT を有効に活用するための人的資源開発などが含まれている。代表的な取組みとして、サイバーセキュリティの強化、MNP の導入、全国ブロードバンド網の展開、対災害早期警戒システムの導入、災害時における通信網の早期復旧を実現するための災害対策計画の策定等がある。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

ネパール規格評議会（Nepal Council Standards : NCS）が品質、規格、検査、計測にかかわる国家規格の策定・改正を行っている。また、NCS を監督する機関として、商工供給省（Ministry of Industry, Commerce and Supplies）の下にあるネパール標準計量局（Nepal Bureau of Standards and Metrology : NBSM）が、国家規格の案出、製品認証マークの管理、検査施設・測定認定サービスの提供、製品品質に関する消費者意識向上プログラムの実施等の業務を行っている。標準化活動に関する根拠法は、1980 年に採択された「ネパール標準（認証マーク）法（Nepal Standard（Certification Mark） Act）」である。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

NTA によると、2015 年 7 月現在、固定電話加入者数は 84 万 5,028 で、普及率は 3.19%となっており、前年比で微増である。内訳として、NDCL が PSTN（加入者数 66 万 5,660）と WLL（同 12 万 3,108）サービスを同時に提供しているほか、STM（同 2,832）と Smart（同 598）が PSTN サービスのみ、UTL（同 4 万

9,846) と NSTPL (同 2,984) が WLL サービスのみを提供している。首都のカトマンズにおいて、回線容量が 10Gbps に達する光ファイバ網の構築プロジェクトが進められている。

国際通信には、主にインテルサット衛星が利用されている。また、2015 年 7 月現在、NTA は山岳地帯を中心にルーラル地域の電気通信基盤の整備を行うため、14 社にルーラル・エリアでの VSAT の免許を付与している。

このほか、NDCL は 2012 年末にアジア開発銀行の「ルーラル電気通信開発基金」を利用し、2014 年末にかけて 32 億 7,000 万 NPR 規模の光ファイバ網の整備を進めるとしている。

## 2 移動体通信

移動体通信サービスは既存事業者の NDCL と SNPL に加え、STPL もサービスを提供している。2015 年 7 月現在、加入者総数は 2,642 万 645 で、普及率は 99.72% に達している。

NDCL は 1999 年以降、GSM、CDMA2000 1x、W-CDMA HSDPA 方式の移動電話サービスを順次開始し、2015 年 5 月時点の 3G 網の人口カバレッジは 70% に達したと見られる。2015 年 7 月現在の同社の加入者合計は 1,219 万 3,174 に達している。方式別の加入者内訳は、GSM は 1,092 万 752、CDMA2000 1x は 127 万 2,422 となっている。

他方、2005 年 9 月に GSM900/1800 方式による商用サービスを開始した SNPL は、2010 年 3 月より Ncell のブランド名に変更し、同 8 月より BlackBerry を導入したのに続いて、10 月には、エベレスト地帯において W-CDMA 方式の 3G サービスを開始した。2015 年初ごろにおける 2G と 3G を合わせた人口カバレッジは 90% を超えており、同 7 月現在、加入者数は 1,290 万 5,513 に達した。

2012 年に GSM 免許を取得した Smart Telecom (STPL) は、東部を除く地域においてネットワークを構築し、2015 年以降サービスを提供開始し、同 7 月現在の加入者数は 132 万 1,958 である。

2002 年 9 月には衛星経由の移動電話サービスも可能となり、2015 年 7 月 16 日現在の Global Mobile Personal Communications System (GMPCS) 事業者は 3 社で、加入者合計は 1,742 である。

## 3 インターネット

インターネット接続サービスが開始されたのは 1995 年で、2015 年 7 月 16 日現在、すべての固定及び移動体通信事業者を含む 53 の事業者によりサービスが提供されており、このうち、ルーラル地域向けサービスを提供しているのは 10 社である。サービスの方式は、ダイヤル・アップのほかに、ADSL、モバイル・インターネット (GPRS、W-CDMA、CDMA 1x EVDO など)、WiMAX、ケーブルモデムなどがある。2015 年 7 月 16 日時点の加入者総数は 1,156 万 9,294 に達

し、普及率では 43.67%となっており、前年比で約 10 ポイント上昇した。利用方式別では、GPRS、EDGE 及び W-CDMA が 95.8%で、最多である。また CDMA 1x EVDO が全体の 1.7%を占める。

NDCL は 2013 年 3 月、それまで法人だけに提供されていた WiMAX サービスを一般加入者向けにも開始した。料金プランでは、256kbps コースの月額 650NPR で 5GB まで、512kbps コースの月額 850NPR で 8GB まで、及び 1Mbps コースの月額 1,340NPR で 12GB までの 3 種類がある。2015 年 7 月 16 日までの加入者数は 1 万 3,306 となっている。

2014 年 9 月、NDCL は FTTH サービスの提供を開始した。初期段階では音声通話及び 100Mbps ネット接続サービスの提供だが、将来的にはビデオ・サービスの提供も視野に入れられている。サービスの対象者も初期の法人ユーザのみから一般消費者に拡大するとともに、サービス範囲は首都カトマンズの商業エリアをはじめとする中心地帯から、2 か月以内に郊外まで、更に 2014 年中にはファイバ・ベースの接続サービスを中南部のバラトプルなどの都市部に拡大する。

なお、2014 年 8 月現在、NDCL の提供する CDMA 1x EVDO 及び Wi-Fi によるネット接続は全国 75 の行政区すべてに及ぶという。

#### 4 新成長サービス

##### IPTV

2014 年 1 月以降、Orient Digital Media と Subisu Cablenet の 2 社が相次いで IPTV サービスを提供開始したのに続いて、2015 年 5 月には、Worldlink Communications、ViaNet Communications 及び Broadlink Communication の 3 社が共同で Net TV のブランド名によるサービスも開始した。

政府は 2012 年に MOIC（当時）の管轄下で 4 名のメンバーから構成される作業部会を結成し、IPTV の免許付与に先立ち、2009 年から 2010 年にかけて放送法の改定も行った。免許の取得費用は、1 チャンネルにつき 2 万 5,000NPR で、また 1 年ごとの更新手数料は 2,500NPR である。

## VI 運営体

ネパール・テレコム（Nepal Doorsanchar Company Limited : NDCL）

Tel. : +977 1 424 6034

URL : <http://www.ntc.net.np/>

幹部 : Buddhi Prasad Acharya（社長／Managing Director）

### 概要

基本電話サービスのほか、インターネット・サービス、GSM 及び CDMA 方式のサービスなどを展開している。

2014 年の設備投資予算は 620 億 NPR に及び、FTTH サービスのほか、音声通

話品質の改善などにも割り当てるとしている。同社は 2014 年に ADSL の通信速度の高速化及び料金の約 2 割の引下げを実施した。通信速度の高速化では、現行の 192kbps を 256kbps に、また 384kbps のサービスを 512kbps に引き上げた。

## 放送

### I 監督機関等

#### 情報通信省 (MoICT)

(通信 / I - 1 の項参照)

#### 所掌事務

放送、出版等のメディア規制を所掌する。

### II 法令

#### 1 1993 年国家放送法 (National Broadcasting Act 1993)

2001 年、2006 年、2010 年に改正された。衛星放送、ケーブルテレビ及び FM 放送に関する免許付与や地球局設置基準、事業者の義務や禁止事項、民間事業者の参入条件等を規定する。

#### 2 1995 年放送規則 (National Broadcasting Regulation 1995)

1993 年放送法の施行令。

#### 3 ネパール・テレビジョン規則 (Nepal Television Regulations)

地上テレビに関する法令。

### III 政策動向

2005 年 2 月、ギャネンドラ国王 (当時) が反政府武装勢力である毛沢東主義派 (マオイスト) との平和交渉や総選挙準備の失敗を理由に、報道や表現の自由を大幅に制限したが、その後、2006 年 4 月、民主化運動の結果、国王による親政は崩壊した。これを受け、新政府は国王の発布した「コミュニケーション関連諸法令修正の布告」(通称「メディア布告」) を破棄し、メディアの再建を図っている。ただし、新政権下の武装勢力や支持グループとメディアとの対立が後を絶たない。

2012 年 1 月、政府は放送・印刷・映画・広告分野を対象にした「2012 年メディア政策」(Media Policy 2012) の草案を発表したが、規制の中立性等の面での不十分さが指摘され、内容の見直しが行われている。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

ラジオの世帯普及率は約 82%となっている。国営放送のラジオ・ネパール (Radio Nepal) が AM で全国向けに総合編成 1 系統のサービスを行っており、1995 年には FM 放送も開始した。1999 年以降、VSAT を利用して番組伝送が行われるようになった。また、2006 年 5 月より、ネパール軍による全国向けの FM 放送も開始されるようになった。2014 年 1 月末現在、515 のラジオ局が放送を行っている。

### 2 テレビ

電力の普及の遅れや山岳地帯という送信に困難な地理的条件もあり、地上テレビが視聴可能な人口は全体の 62%程度に限られている。テレビ受信機の世帯普及率は 59%に達している。国営放送事業者のネパール・テレビジョン (Nepalese Television Corporation : NTV) には、地上 1 系統の全国放送と首都圏のみ視聴可能な 1 系統 (NTV Plus) がある。このほかに、ネパール最大のメディア企業グループ Kantipur Media Group 傘下の地上商業テレビ KTV (Kantipur TV) と 2003 年にサービスを開始した Image Group of Companies がそれぞれ 1 系統を提供している。

### 3 衛星放送

サテライト・チャンネル (Satellite Channel) が 2010 年 8 月、Intelsat-12 衛星を利用したプラットフォーム Home TV と Dish Nepal を統合し、Dish Home TV の名称でサービスを提供している。2013 年 4 月には加入者数が 20 万を突破した。同事業者はこれまで 40 億 NPR を投資し、チャンネル数は Star TV や Sony Entertainment Television、BBC、CNN などを含めて 86 に及ぶ。

このほかに、Sagarmatha TV など、2014 年 1 月現在、商業衛星放送免許を取得したチャンネル数は 58 である。

### 4 ケーブルテレビ

STN が、首都圏のケーブルテレビ市場シェアの 5 割以上を占める最大手事業者で、シャングリラ TV (Shangri-La TV) がそれに次ぐ。事業免許を受けたケーブルテレビ局数は、2014 年 1 月現在、70 に達しており、加入世帯総数はおよそ 125 万に達しているとされている。

また、Subisu Cablenet が 2014 年 11 月に同国初のデジタル・ケーブルテレビ・サービスを開始した。サービスの提供範囲は当面首都のカトマンズに限られており、セットトップボックス価格は 4,500NPR で、月額利用料は 500NPR である。



## V 運営体

### 1 ラジオ・ネパール (Radio Nepal)

URL : <http://www.radionepal.org.np/>

幹部 : Shreedhar Gautam (局長 / Executive Director)

#### 概要

1951年に設立された国営放送事業者で、財源は広告収入と政府交付金である。現在、サービス提供中の短波放送は、ネパール全土、中波放送及びFMは人口の70～80%をカバーしている。1日18時間の放送を行っており、2006年12月以降、ラジオ番組のインターネット配信も開始した。

### 2 ネパール・テレビジョン (Nepalese Television Corporation : NTV)

URL : <http://www.ntv.org.np/>

#### 概要

1985年に放送を開始した国営放送事業者で、財源は広告収入と政府交付金であり、局長を含む幹部全員がMoICTによって指名される。放送は世界50か国以上、国内の人口の72%に発信されている。

## 電波

## I 監督機関等

### 1 情報通信省 (MoICT)

(通信 / I - 1 の項参照)

電気通信分野を所掌する主要政策担当官庁。電波政策の制定、周波数管理等を主管するのは、同省の周波数管理・技術分析課 (Frequency Management and Technology Analysis Division) であるが、実際の周波数政策及び周波数分配の決定については、「1997年電気通信法」第49条において、MoICT大臣を委員長とし、内務省次官、国防省次官、観光・公共事業省次官、MoICT次官、NTA長官により構成される「周波数政策決定委員会」 (Radio Frequency Policy Determination Committee : RFPDC) が決定機関である旨、規定されている。

### 2 ネパール電気通信庁 (NTA)

(通信 / I - 2 の項参照)

「1997年電気通信法」第3条により1998年に設立された独立規制機関で、電気通信事業に対する免許付与、事業者からの免許料等の徴収、通信機器・無線機器の基準認証、標準化、電気通信技術の研究開発、周波数関連業務、電気通信業務の人材育成などを所掌する。なお、周波数に関する業務は、RFPDCの決定に

従うことが規定されている。

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

周波数政策、周波数分配、周波数料金、国際協調に関する政策事項は、MoICT 大臣を委員長とした RFPDC が決定する。無線設備の保有・利用に関する無線局免許のほか、無線機器の製造・販売に関しても免許の取得が求められる。また、周波数利用の監視は NTA が実施する。

### 2 無線局免許制度

電気通信事業者への免許の付与は NTA が所掌する。1957 年電波法及び 1992 年制定の無線通信(免許)規則(The Radio Communication (License) Regulation, 2049 (1992)) では下記を除くすべての無線設備の設置・使用に免許が必要である旨が規定されている。

- ・ ラジオ、テレビを視聴するためのオーディオ・ビジュアル機器
- ・ 30m 以内の範囲で無線を使用する玩具、ワイヤレス・マイク、コードレス電話
- ・ その他 MoICT が指定する無線設備

なお、免許の取得には免許料の納付が義務付けられている。

2012 年 11 月、政府は「ネパール電気通信無線周波数(分配及び料金設定)政策 2069 B.S.」を発表し、3G 及び 4G などの新しいサービスと基本サービスの周波数分配と周波数料金について設定した。

### 3 周波数割当制度・電波再分配制度

事業者が限られた資金を事業投資に集中できるように、これまでネパールでは周波数の分配はオークション方式ではなく、MoICT の審査により実施されている。

政府は、2014 年 4 月から、LTE 用として、700MHz 帯、2.3GHz 帯、2.6GHz 帯の新たな周波数割当について検討を開始している。なお、周波数を含む通信免許の譲渡に関しては、事前に NTA の承認が必要である。

### 4 電波利用料制度

電波利用料は事業者の年間売上高に一定の割合を乗じて徴収され、NTA の運営資金に充てられている。

### 5 電波の安全に関する基準

NTA は、国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインを基準に、送信アンテナからの電波強度を制限するガイドライン案(NTA Guidelines on Erection of Antenna Structures and Protection from Non-Ionizing Radiation from Radio Base Stations)に関して、2010 年 2 月から一般からのコメント募集を実施した。更に、NTA は 2013 年 1 月には、無線通信による健康障害に関する

ガイドライン案について一般からのコメント募集を行い、その結果を踏まえて2013年1月にガイドライン最終案のコメント募集を行っている。